

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・ 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・ 入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・ インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・ のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・ 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・ のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・ 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・ 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・ 介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・ 人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・ 障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・ 就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・ 障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・ 障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・ 様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・ 意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・ 意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・ 障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・ 高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・ 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・ 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・ サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・ 重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・ 自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・ 希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・ スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・ 災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・ 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**

(市町村)

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための

生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

次期神戸市障がい者プランの策定

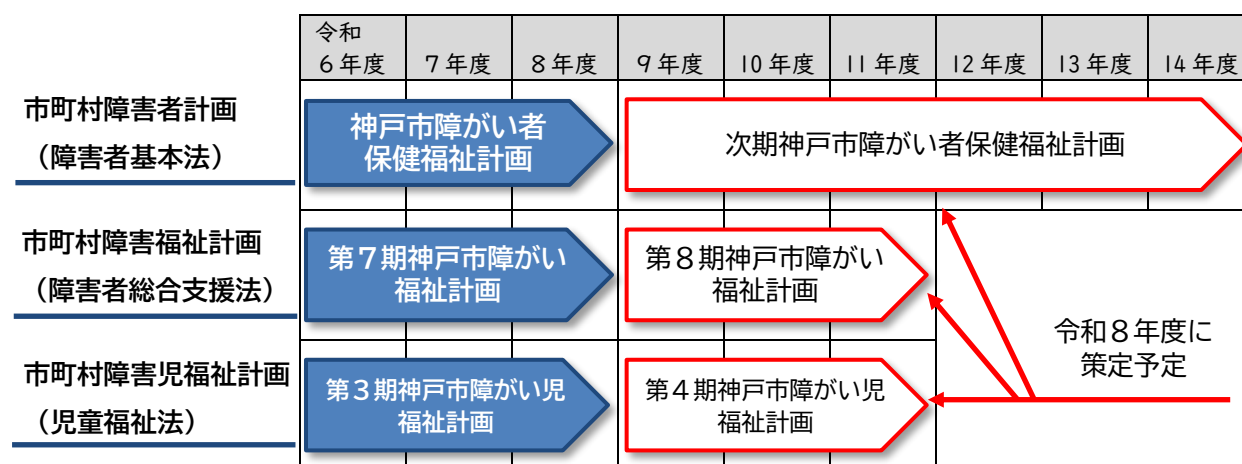
1. 神戸市障がい者プランについて

(1) 計画の概要

神戸市障がい者プランは以下の3計画で構成されている。

計画名	根拠法	計画期間	計画の概要
神戸市障がい者保健福祉計画	障害者基本法	6年	本市の障がい福祉施策の理念や施策の方向性を示すもの。
神戸市障がい福祉計画	障害者総合支援法	3年	障害福祉サービスや、相談支援など、具体的なサービスについて見込み量と確保の方策を示すもの。
神戸市障がい児福祉計画	児童福祉法	3年	

(2) 計画期間のイメージ



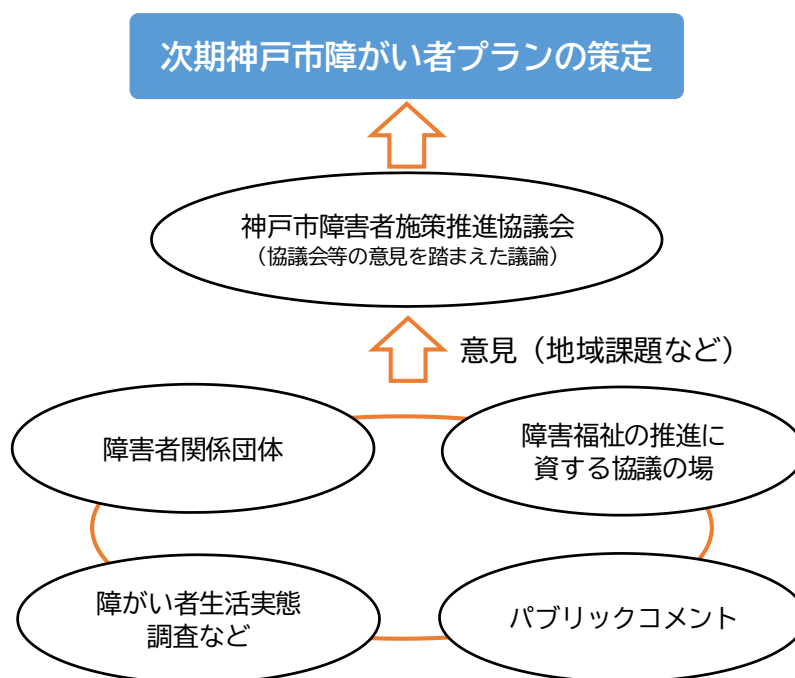
- ・ 現行の神戸市障がい者プランの計画期間は令和8年度まで。
- ・ 今年度中に、次期神戸市障がい者プランの策定を予定している。

2. 次期神戸市障がい者プラン策定の流れ

本計画策定に向けた審議は、障害福祉に造詣の深い学識経験者や障害者当事者団体、障害者を支援する団体などの委員で構成する「神戸市障害者施策推進協議会」で行う。

また、地域の実情を把握するため、障害者関係団体との意見交換を行うとともに、神戸市自立支援協議会や発達障害児（者）支援地域協議会、神戸市療育ネットワーク会議など、障害福祉の推進に資する協議の場から意見聴取を行う。

<イメージ図>



3. 分科会の開催

(1) 目的

次期神戸市障がい者プランの策定にあたり、神戸市障害者施策推進協議会の分科会として、学識経験者と障害者支援団体の代表者で構成する分科会を計2回、開催する。

分科会は、本市における総量規制の実施（特に、総量規制の例外対応）について協議を行い、意見を集約することを目的とする。

<参考> 国の動向

「障害福祉サービス等は、給付費がほぼ全額公費でまかなわれていることや、国費に係る自治体間の公平性の観点なども踏まえれば、一定程度、地域差を是正し、質を確保しつつ、供給が計画的かつ効率的に行われるような方策が必要」と見解を示し、以下の対応を要請。

- ①計画で定める「必要な量の見込み」の算定の際、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること。
- ②いわゆる総量規制を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること。

なお、総量規制の実施にあたっては、重度対応などの個別ニーズについて計画に定めることと、個別ニーズに対応する事業所を総量規制の対象外（例外対応）とすることができる。

(2) 委員案(12名) ※五十音順、敬称略

石橋 宏昭	障害者問題を考える兵庫県連絡会議 事務局長
井上 義治	兵庫障害者連絡協議会 会長
猪川 俊博	神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 理事長
岩居 昭生	特定非営利活動法人 神戸市精神障がい者家族会連合会 理事長
植戸 貴子	神戸女子大学 教授
後藤 久美子	一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会 会長
高野 清	社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会 理事長
丸山 博徳	神戸市知的障害者施設連盟 会長
柳瀬 琢彦	神戸市身体障害者施設連盟 会長
山内 由香	神戸市重度心身障害児(者)父母の会 会長
山田 哲郎	特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 幹事
與那嶺 司	武庫川女子大学 教授

4. スケジュール(案)

令和8年

- 7月30日 第1回障害者施策推進協議会
- 8月～9月 障害者関係団体との意見交換
- 9月1日 第2回障害者施策推進協議会(協議の場からの意見・計画骨子報告)
- 10月6日 第1回分科会
- 10月26日 第2回分科会
- 11月16日 第3回障害者施策推進協議会(協議の場からの意見・計画素案報告)
- 12月 パブリックコメント開始

令和9年

- 1月 パブリックコメント終了
- 1月下旬～2月上旬 第4回障害者施策推進協議会(計画最終案の承認)
- 3月 計画(次期神戸市障がい者プラン)の策定・公表

5. 障がい者を取りまく現状

(1) 現行神戸市障がい者プラン策定後に改正・制定された主な法令等

法律	改正等の趣旨・目的	見直し等の内容(主なもの)
社会福祉法(改正) (令和3年4月施行)	市町村の包括的な支援体制の構築の支援	重層的支援体制整備事業の創設
(令和9年4月施行)	質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立	福祉人材の安定的な確保及び定着支援
バリアフリー法(改正) (令和3年4月施行)	事業者の適切な介助や設備利用、自治体による共生社会の推進	・公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設 ・優先席・車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用市町村等による「心のバリアフリー」を推進
(令和7年6月施行)	公共施設での利便性向上	・多目的トイレの設置義務化 ・駐車場の基準見直し(車椅子利用者用の駐車施設など) ・劇場等の客席スペース等のバリアフリー基準
災害対策基本法(改正) (令和3年5月施行)	災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化	避難行動要支援者の個別避難計画について市町村に作成を努力義務化
医療的ケア児支援法 (令和3年9月施行)	医療的ケア児の健やかな成長、その家族の離職の防止	・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念の法定化 ・国・地方公共団体、保育所の設置者等、学校の設置者の責務の明文化
デジタル社会形成基本法(令和3年9月施行)	デジタル技術の恩恵をすべての国民が享受できる社会を目指す	・障害の有無などの心身の状態によって生じるデジタル活用の機会や能力の格差を是正するための措置
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (令和4年5月施行)	障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進	・国・地方公共団体における、障害者による情報の取得・利用、意思疎通に関する施策の策定、実施義務
難病法(改正) (令和5年10月施行)	症状が重症化した場合に円滑に医療費助成を受けられる仕組みの整備	・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ・障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備
障害者総合支援法 (改正) (令和6年4月施行、一部は令和5年4月施行)	障害者等の地域生活や就労の支援の強化等による障害者等の希望する生活の実現	・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ・精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

法律	改正等の趣旨・目的	見直し等の内容(主なもの)
障害者雇用促進法 (改正) (令和6年4月施行、一部は令和5年4月施行)	障害者雇用の質の向上の推進	・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ・週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例 ・障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し、納付金助成金の新設・拡充等
精神保健福祉法(改正) (令和6年4月施行、一部は令和5年4月施行)	精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備	・医療保護入院の見直し ・入院者訪問支援事業の創設 ・医療機関における虐待防止の措置の義務化、虐待を発見した者(業務従事者)から都道府県等への通報の義務化
障害者差別解消法 (改正) (令和6年4月施行)	障害を理由とする差別の解消の一層の推進	・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が「努力義務」から「義務」化。 ・障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
児童福祉法(改正) (令和6年4月施行)	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化	・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化 ・障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化
手話施策推進法 (令和7年6月施行)	手話に関する施策の総合的な推進	・手話の習得の支援 ・手話文化の保存・継承・発展 ・手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
高次脳機能障害者支援法 (令和8年4月施行)	高次脳機能障害への理解促進と、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための支援体制の整備	・高次脳機能障害者及び家族等への支援 ・高次脳機能障害者支援センターの設置 ・専門的な医療機関の確保 ・高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

(2) 障害者手帳の所持者数の状況

令和7年度の障害者手帳所持者数は 116,261 人となっています。手帳所持者数、人口に占める割合は年々微増傾向にあります。障害種別では、身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

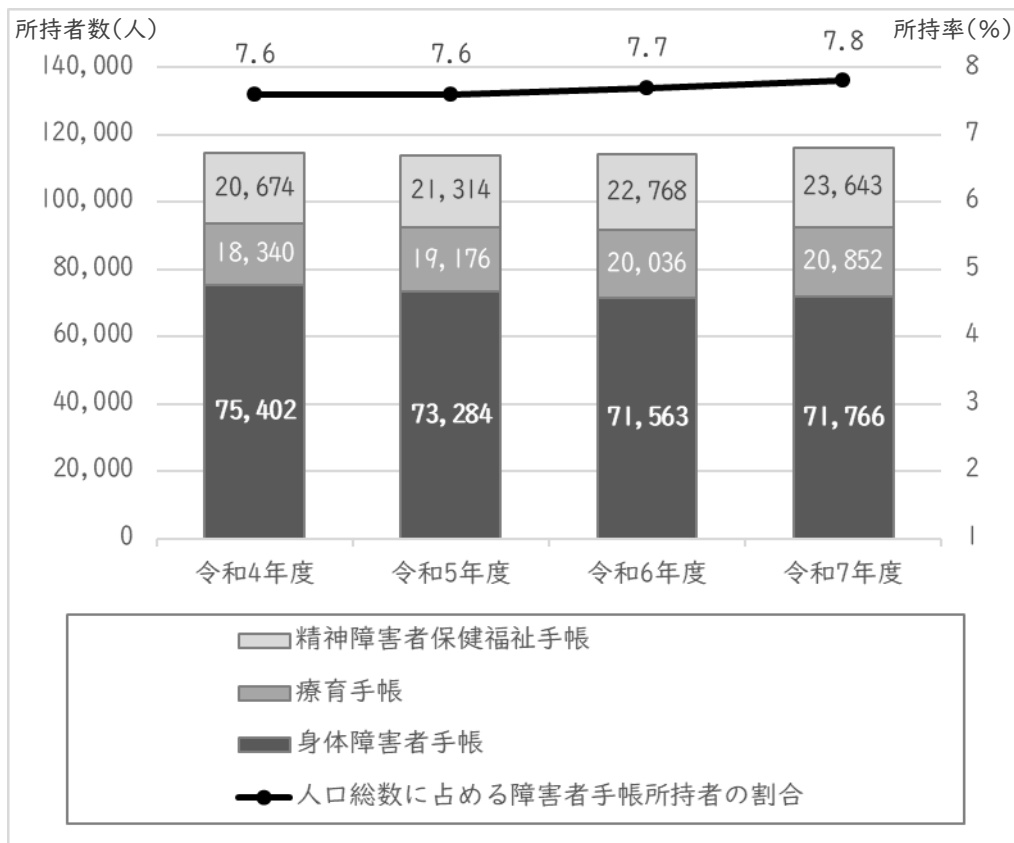
■障害者手帳所持者の状況

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障害者手帳所持者総数(人)		114,416	113,774	114,367	116,261
身体障害者手帳	人数(人)	75,402	73,284	71,563	71,766
	割合(%)	65.9	64.4	62.6	61.7
療育手帳	人数(人)	18,340	19,176	20,036	20,852
	割合(%)	16.0	16.9	17.5	17.9
精神障害者 保健福祉手帳	人数(人)	20,674	21,314	22,768	23,643
	割合(%)	18.1	18.7	19.9	20.3
人口総数(人)		1,503,386	1,494,661	1,487,741	1,481,773
人口総数に占める 障害者手帳所持者の割合(%)		7.6	7.6	7.7	7.8

資料：神戸市（各年度末時点）

注：障害者手帳所持者総数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の合計

■手帳所持者数と総人口に占める所持率の推移



(3) 身体障がい者の状況

①年齢別・障がい部位別の身体障害者手帳所持者数・割合

令和7年度で身体障害者手帳所持者は、18歳未満で915人、18歳以上で70,851人となっています。障がい部位別でみると、肢体不自由の割合が最も高く、次いで内部障がいとなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
肢体	人数(人)	617	587	582	563	40,608	39,122	37,774	37,654
	割合(%)	61.6	61.5	61.3	61.5	54.6	54.1	53.5	53.1
視覚	人数(人)	32	34	32	32	5,635	5,592	5,614	5,734
	割合(%)	3.2	3.6	3.4	3.5	7.6	7.7	8.0	8.1
聴覚	人数(人)	135	129	129	124	6,034	5,872	5,767	5,879
	割合(%)	13.5	13.5	13.6	13.5	8.1	8.1	8.2	8.3
言語	人数(人)	5	4	6	6	828	820	806	780
	割合(%)	0.5	0.4	0.6	0.7	1.1	1.1	1.1	1.1
内部	人数(人)	212	200	200	190	21,296	20,926	20,653	20,804
	割合(%)	21.2	21.0	21.1	20.8	28.6	28.9	29.2	29.3
合計		1,001	954	949	915	74,401	72,330	70,614	70,851

資料：神戸市（各年度末時点）

②等級別身体障害者手帳所持者数・割合

令和7年度で等級別にみると、1級が最も高く26.3%、次いで4級が24.1%となっています。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級	人数(人)	20,269	19,649	19,069	18,847
	割合(%)	26.9	26.8	26.6	26.3
2級	人数(人)	11,568	11,118	10,862	10,770
	割合(%)	15.3	15.2	15.2	15.0
3級	人数(人)	12,892	12,562	12,354	12,317
	割合(%)	17.1	17.1	17.3	17.2
4級	人数(人)	18,483	17,913	17,425	17,312
	割合(%)	24.5	24.4	24.3	24.1
5級	人数(人)	7,402	7,332	7,148	7,706
	割合(%)	9.8	10.0	10.0	10.7
6級	人数(人)	4,788	4,710	4,705	4,814
	割合(%)	6.3	6.4	6.6	6.7
合計		75,402	73,284	71,563	71,766

資料：神戸市（各年度末時点）

（４）知的障がい者の状況

①判定別・年齢別療育手帳所持者数・割合

令和7年度で、療育手帳所持者数は、18歳未満が7,186人、18歳以上が13,666人となっています。判定別にみると、18歳未満では、B2の割合が高くなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A	人数(人)	878	902	927	938	4,070	4,115	4,152	4,167
	割合(%)	14.3	13.8	13.5	13.1	33.3	32.6	31.5	30.5
B1	人数(人)	878	887	864	902	3,077	3,155	3,254	3,328
	割合(%)	14.3	13.6	12.6	12.6	25.2	25.0	24.7	24.3
B2	人数(人)	4,379	4,747	5,077	5,346	5,058	5,370	5,762	6,171
	割合(%)	71.4	72.6	73.9	74.4	41.4	42.5	43.8	45.2
合計		6,135	6,536	6,868	7,186	12,205	12,640	13,168	13,666

資料：神戸市（各年度末時点）

(5) 精神障がい者の状況

①等級別・年齢別精神保健福祉手帳所持者数・割合

令和7年度で、精神保健福祉手帳保持者数は、18歳未満が523人、18歳以上が23,120人となっています。等級別にみると、18歳未満では3級が、18歳以上では2級が最も高くなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1級	人数(人)	7	7	9	9	1,317	1,279	1,272	1,205
	割合(%)	1.7	1.5	1.7	1.7	6.5	6.1	5.7	5.2
2級	人数(人)	154	181	173	142	11,927	12,219	12,844	13,081
	割合(%)	37.7	39.4	33.1	27.2	58.9	58.6	57.7	56.6
3級	人数(人)	247	271	341	372	7,022	7,357	8,129	8,834
	割合(%)	60.5	59.0	65.2	71.1	34.6	35.3	36.5	38.2
合計		408	459	523	523	20,266	20,855	22,245	23,120

資料：神戸市（各年度末時点）

(6) 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者は、令和7年度で15,761人となっています。60歳以上が約6割を占めています

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
20歳未満	人数(人)	54	51	41	42
	割合(%)	0.4	0.4	0.3	0.3
20歳～60歳未満	人数(人)	5,616	5,719	6,004	6,275
	割合(%)	40.7	40.3	40.2	39.8
60歳以上	人数(人)	8,124	8,428	8,893	9,444
	割合(%)	58.9	59.4	59.5	59.9
合計		13,794	14,198	14,938	15,761

資料：神戸市（各年度末）

注：指定難病数は、令和6年3月まで338疾病、令和6年4月～令和7年3月まで341疾病、令和7年4月から348疾病である。

(7) 障がい支援区分の認定状況

令和7年度で、支援区分認定者の合計は、13,674人となっています。区分別では、区分6が最も高く24.4%、次いで区分3が22.1%となっています。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
非該当	人数(人)	1	3	1	1
	割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
区分1	人数(人)	158	158	155	152
	割合(%)	1.3	1.3	1.2	1.1
区分2	人数(人)	2,640	2,811	2,990	2,996
	割合(%)	22.1	22.4	22.7	21.9
区分3	人数(人)	2,556	2,675	2,831	3,019
	割合(%)	21.4	21.3	21.5	22.1
区分4	人数(人)	2,025	2,147	2,273	2,366
	割合(%)	17.0	17.1	17.3	17.3
区分5	人数(人)	1,548	1,639	1,719	1,800
	割合(%)	13.0	13.1	13.1	13.2
区分6	人数(人)	3,004	3,108	3,202	3,340
	割合(%)	25.2	24.8	24.3	24.4
合計		11,932	12,541	13,171	13,674

資料：神戸市（各年度末時点）

令和7年度で種別ごとに支援区分認定者をみると、身体障がい、知的障がい、重複は区分6、精神障がいは区分2、難病は区分2の割合が最も高くなっています。

		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	人数(人)	1	30	199	660	422	451	981	2,744
	割合(%)	0.0	0.2	1.5	4.8	3.1	3.3	7.2	20.1
知的	人数(人)	0	58	775	922	1,189	1,017	1,390	5,351
	割合(%)	0.0	0.4	5.7	6.7	8.7	7.4	10.2	39.1
精神	人数(人)	0	60	1,943	1,325	627	157	66	4,178
	割合(%)	0.0	0.4	14.2	9.7	4.6	1.1	0.5	30.6
難病	人数(人)	0	1	17	5	5	2	4	34
	割合(%)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
重複	人数(人)	0	3	62	107	123	173	899	1,367
	割合(%)	0.0	0.0	0.5	0.8	0.9	1.3	6.6	10.0

資料：神戸市（令和7年度末）